

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和7年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備修繕	19.産業用機器	オイレスECO(株)	1,913,230	令和7年10月21日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	–
2	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備緊急修繕	19.産業用機器	新明和工業(株)	1,177,000	令和7年11月12日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	G17	–

## 隨 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和 7 年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備修繕

### 2 契約の相手方

オイレス E C O 株式会社

### 3 隨意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場業務管理棟内に設置している排煙設備の部品の劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本修繕対象の排煙設備は、オイレス E C O 株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該排煙設備の構造を熟知しているオイレス E C O 株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

## 隨 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備緊急修繕

### 2 契約の相手方

新明和工業株式会社

### 3 隨意契約理由

本件でごみドラム、スクリーン設備、発泡スチロール破碎機の3機種の塵芥処理設備の修繕を行う。

塵芥処理設備の内、ごみドラムについては、投入口のベルトコンベアが過電流により停止する事象が発生、スクリーン設備は制御盤の故障により運転ができない事象が発生、発泡スチロール破碎機は異物分離コンベアベルトが破断し運転ができない事象がいずれも令和7年10月下旬に発生し、復旧にむけて原因調査を行ったところ、部品交換を伴う修繕をしなければ設備を使用することができないことが分かり、令和7年10月29日に当該設備の利用を停止している。

ごみドラムは水産ごみを減容化しつつ、腐敗、異臭を防止するためドラム内にごみを密閉状態で一時保管するものであり、スクリーン設備は排水に含まれる浮遊物質をスクリーンにて取り除くことにより下水への排水基準に適合させる設備であり、発泡スチロール破碎機は発泡スチロールの減容化を行う設備であり、いずれの設備も場内より発生するごみを処理する設備で生鮮食品を扱う市場として良好な衛生環境を維持するため必要不可欠な設備である。また、繁忙期となる年末にはごみの発生量が増大することから、年末までに修繕を実施しなければごみが散乱することにより衛生環境が悪化し食中毒や感染症などが発生し市場運営に多大な支障をきたすことになるため、部品調達の期間を考慮すると急ぎ契約締結をする必要がある。

当該設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

現在、新明和工業株式会社は競争入札参加停止措置中であるが、緊急に修繕を行わなければ市場運営に重大な影響を及ぼすため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号に基づき上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）